

## 障害者サブワーキンググループ設置要綱

情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 新時代の未来づくり検討委員会 人づくりワーキンググループ（以下「WG」という。）の下で障害者サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）を開催し、IoT・AI・ロボット等が日常生活、職場や公共空間に広く浸透する時代を見据え、障害者に対する ICT 利活用支援策等に関して検討を行う。

なお、SWG における検討に当たっては、高齢者サブワーキンググループにおける検討状況も踏まえ、相互に関連する内容などに配慮しつつ行うものとする。

### 1 SWG の運営について

- (1) SWG の主任（以下「主任」という。）及び構成員は、WG 主任が指名する。
- (2) 主任は SWG の議事を掌握する。
- (3) SWG の会議（以下「会議」という。）は主任が招集する。この場合、主任は構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は必要があるときは、審議事項に関する関係者に対し、出席と説明を求めることができる。
- (5) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合には、主任は電子メール等による調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (6) SWG において調査・検討された事項については、主任が取りまとめ、これを WG に報告する。
- (7) その他 SWG の運営に関し必要な事項は主任が定める。

### 2 会議の公開について

- (1) 会議は、次の場合を除き、原則として公開する。会議の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公開する。
  - ① 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
  - ② その他、主任が非公開とすることを認めた場合
- (2) 会議の配付資料及び議事概要（以下「資料等」という。）は、次の場合を除き、閲覧その他の方法により、原則として公開する。資料等の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
  - ① 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
  - ② その他、主任が非公開とすることを認めた場合

### 3 事務局について

SWG の事務局は、情報流通行政局情報流通振興課が関係課室の協力を得て行う。

情報通信審議会 情報通信政策部会  
IoT 新時代の未来づくり検討委員会  
障害者 SWG 構成員名簿

(敬称略、五十音順、平成 29 年 11 月 28 日現在)

	有木 節二	一般社団法人電気通信事業者協会 専務理事
(主任)	石川 准	静岡県公立大学法人静岡県立大学 国際関係学部教授 東京大学先端科学技術研究センター 特任教授
	井上 茂	八王子市福祉部福祉政策課 課長
	片山 泰祥	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 専務理事
	河邊 裕子	社会福祉法人全国社会福祉協議会高年・障害福祉部 副部長
	岸田 ひろ実	株式会社ミライロユニバーサルデザイン事業部 講師
	熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター 准教授
	棟方 哲弥	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究企画部・上席総括研究員(兼)部長